鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第46号

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則(昭和63年鳥取県規則第31号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

> 改正後 改正前

(中小企業高度化資金等の貸付け)

- 第3条 県は、別表に掲げる事業を行う者に対し、予 第3条 県は、別表に掲げる事業を行う者に対し、予 算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部 を貸し付けるものとする。
- 2 県は、予算の範囲内において、独立行政法人中小 2 県は、予算の範囲内において、独立行政法人中小 企業基盤整備機構(以下「機構」という。)が法第 15条第1項第4号の規定に基づき資金の貸付事業を 行う場合であって、当該貸付事業が中小企業構造の 高度化に寄与すると認められるときは、当該貸付事 業に必要な資金の一部を貸し付けるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、県は、第1項の貸付 3 前2項の規定にかかわらず、県は、前2項の貸付 けの対象となる者又は前項の貸付事業の対象となる 者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項 の貸付けを行わないことができる。

 $(1)\sim(3)$ 略

(貸付条件)

第4条 <u>前条第1項</u>の規定により貸し付けられる資金 第4条 <u>前条</u>の規定により貸し付けられる資金(以下 (以下「貸付金」という。) の貸付けの対象となる 事業(以下「貸付対象事業」という。) ごとの貸付 けの相手方及び貸付けの対象となる施設(以下「貸 付対象施設」という。) 並びに貸付金の額、据置期 間、償還期間及び利率は、鳥取県行政組織規則(昭 和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置 された経済通商総室の長(以下「経済通商総室長」 という。) が鳥取県中小企業高度化資金等貸付要領 (以下「要領」という。) で定めるものとする。

(中小企業高度化資金等の貸付け)

- 算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部 を貸し付けるものとする。
- 企業基盤整備機構(以下「機構」という。) が法第 15条第1項第4号の規定に基づき資金の貸付事業を 行う場合であって、当該事業が中小企業構造の高度 化に寄与すると認められるときは、当該事業に必要 な資金の一部を貸し付けるものとする。
- けの対象となる者が次の各号のいずれかに該当する 場合は、前2項の貸付けを行わないことができる。

 $(1)\sim(3)$ 略

(貸付条件)

「貸付金」という。) の貸付けの対象となる事業 (以下「貸付対象事業」という。) ごとの貸付けの 相手方及び貸付けの対象となる施設(以下「貸付対 象施設」という。)並びに貸付金の額、据置期間、 償還期間及び利率は、知事(鳥取県事務処理権限規 則(平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」 という。) 第6条又は第7条の規定により知事の権 限に属する事務が委任されている場合にあっては、 当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥 取県条例第5号) 第14条第2項に規定する商工労働 部長又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則 第13号)第6条の規定により設置された経済通商総 室の長(以下「経済通商総室長」という。)。以下 同じ。) が鳥取県中小企業高度化資金等貸付要領 (以下「要領」という。) で定めるものとする。

2 前条第2項の規定により貸し付けられる資金の 額、貸付方法及び償還方法については、経済通商総 室長が定めるものとする。

(連帯保証人等)

第11条 略

- あると認める場合は、貸付決定者に対して、連帯保 証人を追加させ、又は交替させることができる。
- なり、若しくはその能力がなくなったと知事が認 め、又は担保に供した物件の価格が滅失、毀損等に より減少したときは、その事実が判明した日から10 日以内に新たな連帯保証人を立て、又は新たな物件 を担保に供し、知事の承認を受けなければならな V10

(完了期限)

た貸付決定者(以下「借主」という。)は、貸付決 定通知があった日の属する年度の末日までに貸付対 象事業を完了しなければならない。ただし、あらか じめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(完了届)

第13条 借主は、貸付対象事業を完了したときは、当 第13条 借主は、貸付対象事業を完了したときは、当 該完了の日から20日以内に中小企業高度化資金等貸 付対象事業完了届(様式第5号)を経済通商総室長 又は総合事務所長(鳥取県総合事務所設置条例(平 成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事 務所長をいう。以下同じ。) に提出しなければなら ない。

2 略

(違約金)

第17条 知事は、借主が償還金、利息又は前条第1 第17条 知事は、借主が前条第1項第3号又は第4 項第3号若しくは第4号に該当することを理由と して同項の規定による請求を受けた金額をその支 払期限までに支払わなかった場合には、延滞金額 につき年10.75パーセント(借主が地方公共団体又 は機構である場合にあっては、年8.75パーセン

(連帯保証人等)

第11条 略

- 2 知事は、貸付金に係る債権を保全するため必要が 2 知事は、貸付金に係る債権を保全するため必要が あると認める場合は、貸付決定者又は第9条第2項 の規定により貸付金を交付された中小企業者等(以 下「借主」という。) に対して、連帯保証人を追加 させ、又は交替させることができる。
- 3 貸付決定者は、連帯保証人が死亡し、住所不明と 3 貸付決定者又は借主(以下「貸付決定者等」とい う。)は、連帯保証人が死亡し、住所不明となり、 若しくはその能力がなくなったと知事が認め、又は 担保に供した物件の価格が滅失、き損等により減少 したときは、その事実が判明した日から10日以内に 新たな連帯保証人を立て、又は新たな物件を担保に 供し、知事の承認を受けなければならない。

(完了期限)

第12条 第9条第2項の規定により貸付金を交付され|第12条 借主は、貸付決定通知があった日の属する年 度の末日までに貸付対象事業を完了しなければなら ない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたとき は、この限りでない。

(完了届)

該完了の日から20日以内に中小企業高度化資金等貸 付対象事業完了届 (様式第5号) を経済通商総室長 又は総合事務所長 (権限規則第6条第1項の規定に より知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県 総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号) 第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同 じ。) に提出しなければならない。

2 略

(違約金)

号に該当することを理由として、同項の規定によ る請求を受けた金額をその支払期限までに支払わ なかった場合には、延滞金額につき年10.75パーセ ント(借主が地方公共団体又は機構である場合に あっては、年8.75パーセント。次項において同 ト。次項において同じ。)の割合をもって支払期 じ。)の割合をもって<u>償還期日又は</u>支払期限の翌 限の翌日から支払の日までの日数により計算した 日から償還又は支払の日までの日数により計算し 違約金を徴収することができる。

2 知事は、借主が前条第1項第1号、第2号又は 2 知事は、借主が前条第1項第1号、第2号、第 第5号から第7号までに該当することを理由とし て、同項の規定による請求をした場合には、当該請 求に係る貸付金の額に年10.75パーセントの割合を もって貸付金の交付の日から償還の日までの日数に より計算した違約金を徴収することができる。

(承認)

の間、次の各号のいずれかに該当する場合には、あ らかじめ知事の承認を受けなければならない。

(1)~(10) 略

(届出)

第19条 貸付決定者は、貸付金の償還が完了するまで 第19条 貸付決定者等は、貸付金の償還が完了するま の間、次の各号のいずれかに該当する場合には、速 やかに、書面をもってその旨を知事に届け出て、そ の指示を受けなければならない。

 $(1)\sim(3)$ 略

- (4) 貸付対象施設が滅失し、又は毀損したとき。 $(5)\sim(7)$ 略
- 2 略

別表 (第3条関係)

別衣(男3条関係)						
	名称	内容				
	略					
5	施設集約化	政令第2条第1項第2号イか				
:	事業	らニまでに掲げる事業のうち、				
		次のいずれかに該当するもの				
		(1) 省令第28条第1項第1号				
		イ、第29条第1項第1号イ及				
		び第30条第1項第1号の基準				
		に適合し、かつ、同条第2項				
		の要件に該当する事業				
		(2) 省令第31条第1項第1号				
		の基準に適合し、かつ、同条				
		第2項第1号イの要件に該当				
		する事業				
		(3) 省令第31条第1項第2号				
		の基準に適合し、かつ、同条				
		第4項の要件に該当する事業				

た違約金を徴収することができる。

5号又は第6号に該当することを理由として、同項 の規定による請求をした場合には、当該請求に係る 貸付金の額に年10.75パーセントの割合をもって貸 付金の交付の日から支払の日までの日数により計算 した違約金を徴収することができる。

(承認)

第18条 貸付決定者は、貸付金の償還が完了するまで 第18条 貸付決定者等は、貸付金の償還が完了するま での間、次の各号のいずれかに該当する場合には、 あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(1)~(10) 略

(届出)

- での間、次の各号のいずれかに該当する場合には、 速やかに、書面をもってその旨を知事に届け出て、 その指示を受けなければならない。
 - $(1)\sim(3)$ 略
- (4) 貸付対象施設が滅失し、又はき損したとき。
- $(5)\sim(7)$ 略
- 2 略

則素 (第3条関係)

刊表(第3条関係)				
名称	内容			
略				
5 施設集約化	政令第2条第1項第2号イか			
事業	らニまでに掲げる事業のうち、			
	次のいずれかに該当するもの			
	(1) 省令第28条第1項第1号			
	イ、第29条第1項第1号イ及			
	び第30条第1項第1号の基準			
	に適合し、かつ、同条第2項			
	の要件に該当する事業			
	(2) 省令第31条第1項第1号			
	の基準に適合し、かつ、同条			
	第2項第1号イの要件に該当			
	する事業			
	(3) 省令第31条第1項第2号			
	の基準に適合し、かつ、同条			
	第4項の要件に該当する事業			
6 連鎖化事業	政令第2条第1項第2号イ			
	又は二に掲げる事業のうち、			

1.1	1	1 1	1	省令第28条第1項第1号口又┃
				は第31条第1項第1号の基準
				に適合し、かつ、同条第2項
				第1号ロの要件に該当するも
				第154の安件に該当りるも の
6 共同施設事	动		7 井同株乳車	政令第2条第1項第2号イ
	政令第2条第1項第2号イ		<u>7</u> 共同施設事	
業	又は口に掲げる事業のうち、省		業	又は口に掲げる事業のうち、省
	令第28条第1項第1号ハ又は第			令第28条第1項第1号ハ又は第
	29条第1項第1号ロの要件に該			29条第1項第1号ロの要件に該
	当するもの		- (=)/(=/ +b=-b	当するもの
			8 経営改革事	政令第2条第1項第2号イ
			業	又は二に掲げる事業のうち、
				省令第28条第1項第1号ハの
				要件に該当する事業又は第31
				条第1項第3号の基準に適合
				している事業であって、情報
				の収集、処理又は提供、製品
				開発、技術開発、デザイン開
				発その他参加者の抜本的体質
				改善を図るもの(特定中小企
				業団体(政令第2条第1項第
				2号イに規定する特定中小企
				業団体をいう。以下同じ。)
				が、当該特定中小企業団体に
				設置する電子計算機に接続す
				る情報処理設備を併せて取得
				し、組合員又は所属員(以下
				「組合員等」という。)に買
				取予約付きで賃貸するものを
				含む。)
<u>7</u> 設備リース	政令第2条第1項第2号イ		<u>9</u> 設備リース	政令第2条第1項第2号イ
事業	に掲げる事業のうち、省令第28		事業	に掲げる事業のうち、省令第28
	条第1項第1号ハの要件に該当			条第1項第1号ハの要件に該当
	するものであって、組合員又は			するものであって、組合員等の
	所属員(以下「組合員等」とい			生産の効率化、経営の合理化そ
	う。) の生産の効率化、経営の			の他の改善に必要とする設備を
	合理化その他の改善に必要とす			取得し、当該設備を組合員等に
	る設備を取得し、当該設備を組			買取予約付きで賃貸するもの
	合員等に買取予約付きで賃貸す			(特定中小企業団体に設置する
	るもの(<u>政令第2条第1項第</u>			電子計算機に接続する情報処理
	2号イに規定する特定中小企			設備を併せて取得し、組合員等
	業団体に設置する電子計算機に			に買取予約付きで賃貸するもの
	接続する情報処理設備を併せて			を除く。)
	取得し、組合員等に買取予約付			
	きで賃貸するものを除く。)			

<u>8</u> 略	<u>10</u> 略
<u>9</u> 略	<u>11</u> 略
<u>10</u> 略	<u>12</u> 略
<u>11</u> 略	<u>13</u> 略
<u>12</u> 略	<u>14</u> 略
<u>13</u> 略	<u>15</u> 略
<u>14</u> 略	<u>16</u> 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。